

令和5年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和5年8月28日（月） 午前10時00分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員（敬称略）
公益代表：荒井 公美、井田 雅貴、河野 憲嗣、田中 朋子、松隈 久昭
労働者代表：鹿嶋 秀和、藤本 雅史、原口 享子、山田 功一
使用者代表：大塚 浩、神 昭雄、高橋 基典、藤野 久信、宮脇 恵理
- 4 事務局
大分労働局：佐藤 局長、斉藤 労働基準部長、金田 賃金室長
田口 賃金室長補佐
- 5 議題
(1) 令和5年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
(2) 運営小委員会の委員及び委員長・同代理の選出について
(3) 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安に係る答申伝達について
(4) その他
- 6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、稲福委員から欠席との連絡をいただいております。

このため、本審議会には14名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。それでは、以後の議事進行を井田会長にお願いいたします。

会 長

ただ今から、大分地方最低賃金審議会を開催します。

早速ですが、議題1「大分地方最低賃金審議会の大分県最低賃金の改正決定に関する意見」に対する異議申出について（諮問）」に入ります。本件について、まず、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

8月10日に審議会からいただきました大分県最低賃金改正の答申につきまして、8月25日までが異議申出の期間となっております。

今般、8月18日付けで大分県労働組合総連合により、8月25日付けで大分県の区域内の事業を営む使用者一名から異議申出があったところです。大分県労働組合総連合の意義申出については資料No.1で、使用者一名からの異議申出については追加資料で、その写しを配付しております。

追加資料をご覧ください。使用者一名からの異議申出については申出者の部分をマスキングしておりますが、これは申出者から非公開の希望があったことによるものです。申出者は大分県内で事業を営む使用者であり、申出要件を満たしていることを事務局で確認し、会長にもご確認をいただいております。時間の関係で委員の皆様にはご連絡できずに恐縮でございますが、審議会終了後に、申出者の情報をご連絡させていただきたいと思っております。なお、繰り返しになりますが、申出者は非公開を希望されていますので、委員の皆様限りでお願いいたします。ただし、審議において異議の申出内容をご確認いただき、やはり申出者の情報が必要というご意見がございましたら、いったん議事を非公開としていただいた上で、ご説明させていただきたいと思っております。

この2件の異議申出につきまして、最低賃金法第11条第3項の規定により審議会の御意見をいただきたいと思います。

それでは、ただ今から、労働局長より、その諮問を行わせていただきます。

それでは、井田会長、佐藤局長、中央にお越し願います。

【局長から会長に諮問文を手交】

会 長

ただ今、労働局長から異議申出について諮問を受けました。

このため、議題2「異議申出に対する取扱いについて」に入り、異議申出についての審議を行います。

まず、事務局から異議申出書の読み上げをお願いします。

賃金補佐

【異議申出書の読み上げ】

会 長

それでは、本件異議申出に対する労使各側の意見をお伺いしたいと思います。

まず、労働者代表委員からお願いします。

藤本委員

はい。労働者側としましては、本年の審議会の中で、私共も様々な意見を出させていただき、審議を尽くして出した結論でございますので、それを尊重するというところで変わりはありません。

しかしながら、全国加重平均で1,004円になったといえども、まだ十分とは思っておりません。今後も継続的に引き上げていくことが重要だと思っておりますが、中小事業者においては、経営環境は大変厳しいことは理解しておりますので、各種支援策を活用していただき、また、国や自治体においては、しっかりと支援策について周知徹底してほしいと思います。

私どもとしましては、労働力人口の県外への流出は大きな問題と思っております。今後もしっかりと最低賃金を引き上げていくことが重要だと思っております。今回の結果はその第一歩だというふうに認識しているところでございます。

以上です。

会 長

それでは、使用者代表委員をお願いします。

藤野委員

はい。意見を述べる前に、ひとつ確認させてください。

8月25日付け意見書は事業者からのものということですが、差し支えなければ、業種と企業規模を教えてくださいませんか。

賃金室長

はい。ビルメンテナンス業、いわゆる清掃業ということになります。

正社員、パート労働者等合わせて、10名弱の労働者数の事業規模でございます。

藤野委員

わかりました。

私ども使用者側も、物価上昇への対応や人材流出防止等の観点から最低賃金引き上げについては、その必要性を十分理解したうえで審議を尽くしてまいりました。

しかしながら、エネルギー価格の高騰、円安傾向から企業の経営環境は依然として厳しいこと、また、賃金引き上げの原資となる価格転嫁や生産性向上については中小規模事業者ほど対応が難しいという声を聞いており、急激な引き上げは、中小規模事業者にとってあまりに影響が大きく、大幅な引き上げには慎重を要することを主張してまいりました。

その中で、大分県においては昨年に続き過去最高を更新しましたが、東京、大阪、福岡の引上げ額を上回っており、大分県労働組合総連合提出の異議申出書にもあります地域間格差の是正については一定の寄与をしたのかなというふうには思っております。

また、清掃業事業者提出の異議申出書にもありますように、我々としても、国、自治体には賃上げしやすい環境づくりをしっかりとやっていただくようあらためて要望いたします。

こうしたことも含め、結果的には、公労使の審議会において、例年以上に、慎重に議論した上での結論ですので、その結論を尊重したいと思っております。

以上です。

会 長

ありがとうございます。

その他、2件の異議申出に対し、何か御意見はありませんか。

公益委員の皆様はいかがですか。

【意見なし】

それでは、ここで審議会として結論を出すこととしたいと思います。

提出された、異議申出については、労使委員の意見等を踏まえ「棄却」としたいと思います。

委員の皆様その取扱いでよろしいでしょうか。

【異議なし】

それでは、本件の異議申出に対しては、「棄却」することとし、本年度の大分県最低賃金の改正は、8月10日の答申どおりとすることを本審議会として確認します。

異議申出に対する審議が終了しましたので、答申文の検討を行いたいと思います。

答申文の（案）について、事務局は作成、配付後、その読み上げをお願いします。

賃金補佐

【答申文（案）を読み上げ】

会 長

異議申出に対する答申文は、この（案）のとおりとして差し支えありませんか。

【意見等なし】

それでは、異議申出に対する答申は、答申（案）のとおりとします。
（案）は、削除をお願いします。

異議申出に対する審議会の答申を行いたいと思います。

賃金室長

それでは、井田会長、佐藤局長、中央にお越し願います。
答申文をお渡しください。

【会長から局長へ答申文を手交】

会 長

以上で、異議申出に対する審議を終了します。

なお、大分県最低賃金専門部会は、最低賃金審議会令第6条第7項に、「その任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止するものとする。」と定められています。今般、大分県最低賃金の異議申出に対する審議が終了し、答申しましたので、専門部会を廃止したいと思いますが、よろしいですか。

【異議なし】

それでは、本日をもって大分県最低賃金専門部会を廃止することとします。

次に、議題3「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（運営小委員会報告）」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

特定最低賃金については、労側からの改正申出を受け、8月1日の審

議会において、労働局長から、その改正決定の必要性の有無について諮問をさせていただきました。

この諮問を受けまして、8月17日の運営小委員会において、参考人意見聴取を実施し、必要性の有無の審議を行っていただきました。

運営小委員会での結論は、報告書としてまとめ、本日の審議会に報告することとなっており、お手元に資料No.2としてお配りしております。

会 長

それでは運営小委員会の松隈委員長に運営小委員会の経過と結果について説明をお願いします。

松隈委員長

事務局からの説明のとおり、8月17日に運営小委員会を開催し、申し出のあった6業種について必要性の有無の審議を行いました。審議にあたり、事業者から意見聴取を行い、各種商品小売業の経営状況等についてお伺いし、審議の参考としたとことです。審議の結果、報告書記載のとおり、「各種商品小売業を除く5業種について、必要性有り」との結果となったところです。

会 長

ありがとうございました。事務局から運営小委員会報告の読み上げをお願いします。

賃金補佐

【運営小委員会報告を読み上げ】

会 長

運営小委員会の報告のとおり、本年度の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」については、各種商品小売業を除く5業種について必要性有りとして取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

それでは、本年度の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」については、各種商品小売業を除く5業種について必要性有りとの結論を審議会として確認します。

次に議題4「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）」に入ります。

答申文の検討を行います。事務局は、答申文の（案）を作成し、配付後、その読み上げをお願いします。

賃金補佐

【答申文（案）を読み上げ】

会 長

この答申文（案）に対して、ご意見、質問等はありませんか。

それでは、本年度の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する答申は、この（案）のとおりとしてよろしいですか。

【意見等なし】

それでは、これを答申とします。冒頭の（案）は削除をお願いします。ここで、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する答申を行いたいと思います。

賃金室長

それでは、井田会長、佐藤局長、中央にお越し願います。

【会長から局長に答申文を手交】

会 長

以上で、本議題についての審議を終了します。

次に、議題5「特定最低賃金の改正決定について（諮問）」に入ります。

本議題について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

ただ今、本年度の特定最低賃金の改正決定の必要性について、各種商品小売業を除く5業種について必要有りとの答申をいただきましたので、この答申を受けまして、労働局長から審議会に改正についての諮問をさせていただきますと思います。

井田会長、佐藤局長、中央にお越しく下さい。

【局長から会長に諮問文を手交】

会 長

それでは、事務局に諮問文の配付と読み上げをお願いします。

賃金補佐

【諮問文を読み上げ】

会 長

ただ今労働局長から、特定最低賃金の改正決定に関する諮問を受けたところですが、これに関する今後の予定等について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

この審議会終了後、5業種の特定最低賃金の改正決定のための意見を求める公示と労使の専門部会委員候補者の推薦に関する公示を大分労働局の掲示板で公示します。

なお、専門部会委員候補者の推薦締切日は、9月12日（火）といたしますので、期日までに専門部会委員の推薦をいただきますよう、よろしく願いいたします。

また、特定最低賃金専門部会の第1回目については、事務的な諸手続き等であり、合同会議での開催が効率的な運営ができることから、平成5年度から合同会議の形式で開催をしております。

本年度も同様の形式で開催させていただければと考えております。

合同会議後、9/28～10/24までの間に特定最賃ごとに専門部会を開催していただくこととなりますが、合同会議で各専門部会開催日程調整をさせていただきたいと思っております。このため、合同会議までの間に専門部会委員に就任いただきます委員の皆様にもメールまたは文書によって日程の確認をさせていただきます。

各専門部会における審議が終了後の10月25日（水）の午後1時30分から本審を開催し、専門部会報告又は採決をしていただき、改正答申をいただきたいと思っております。

このスケジュールで進みますと、各特定最賃とも12月25日に統一して発効ができることとなりますので、よろしくお願いたします。

その後、異議申出の期間終了後の11月10日（金）に異議審議のための本審を開催することとなります。特定最低賃金の改正決定については、例年異議がないため開催されていないところではありますが、念のため日程の確保をよろしくお願いたします。異議の提出がありましたら、皆様にご連絡の上、開催通知を差し上げますので、よろしくお願いたします。

会 長

ただ今の事務局の説明について、質問等ありませんか。

【意見等なし】

また、特定最低賃金専門部会の第1回目について事務局から提案がありました。合同会議の形式で開催することとしてよろしいですか。

【異議なし】

それでは、本年度の特定最低賃金専門部会の第1回目は、合同会議の

形式で開催することとします。

事務局に質問ですが、第1回目の開催についてはいつで予定しますか。

賃金室長

ご承認ありがとうございます。合同会議は、9月25日(月)午後1時30分から、当館2階のソフィアホールにて開催させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

会 長

事務局から合同会議は9月25日(月)午後1時30分から開催するとの説明がありましたが、よろしいですか。

【異議なし】

それでは、次に、議題6「その他」に入ります。

予定の議事はありませんので、各委員から何かこの場で議論をすべきことなどありましたらお願いします。

【意見等なし】

会 長

事務局からありますか。

賃金室長

特にございません。

会 長

それでは、最後に佐藤労働局長からご挨拶があると聞いていますのでお願いします。

大分労働局長

委員の皆様には、お忙しい中、本日の審議会にご出席いただき、ご

審議を賜りありがとうございました。

本年度の大分県最低賃金につきまして、本日は異議申出に対して慎重かつ丁寧なご審議の上、答申をいただきましたことに、お礼を申し上げます。

本日の審議会終了後、大分労働局で改正の決定を行い、官報公示などの必要な手続きを経まして、10月6日の発効となる予定でございます。

今後、大分労働局としましては、改正する大分県最低賃金の周知と改正後の履行確保を図るとともに、賃金引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者の皆様への業務改善助成金をはじめとする支援策の周知・広報に全力で取り組んでまいります。

委員の皆様方におかれましても、各界、各方面へのご助言など、ご協力を賜りますと幸いです。

また、本日は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申をいただき、改正決定の必要性のある5業種について、改正決定の諮問をさせていただきました。

今後、それぞれの専門部会で金額審議を行っていただくこととなります。

各委員の皆様には、引き続きご苦労をおかけいたしますが、それぞれの業界の状況等を踏まえご審議をいただき、できる限り全会一致での結論が得られますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からのお礼の言葉とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

会 長

以上をもちまして、大分県最低賃金の審議が全て終了しました。

労働者側、使用者側の委員の皆様、並びに公益の委員の方々の多大なご協力によって無事に審議を終えることができました。あらためて、感謝申し上げます。引き続き、特定最賃の金額審議につきましても、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日の議事録確認委員は、原口委員、宮脇委員にお願いします。

以上で、本日の審議会を終了します。

皆様大変お疲れ様でした。

確認委員 会長 井田 雅貴

労働者側委員 原口 享子

使用者側委員 宮脇 恵理